

原告団

ニュース144号

次回裁判:2025年6月27日(金)午後2時 ~

目次

裁判報告		1
・レッドセル問題とは		1
・準備書面(216)		3
被告準備書面(24)(いわゆる「レッドセル問題」(反論))に対する再反論		
被告・原子力規制委員会と参加人・日本原燃の主張と次回予定		10
総会のお知らせ		10
「2025 さよなら原発・核燃 3・11 青森集会」・小出裕章氏講演		11
「六ヶ所再処理工場の被曝と福島原発放射能汚染水」を聴いて		
2025 年 4.9 反核燃の日関連行事&		12
4 月 12 日核燃料サイクルシンポジウム		
「国・事業者とのヒアリング集会」のお知らせ		14
六ヶ所核燃などを巡る動き		15
お知らせなど		16

裁判報告

レッドセル問題とは

代表（弁護士）浅石 紘爾

1 続出する原発回帰判決

2025年2月18日閣議決定された第7次エネルギー基本計画に追随するかのよう、次々と原発の稼働を容認する司法判断がなされました。いずれも原発の設置許可処分や運転期間延長許可処分の取り消しを求めた住民の請求を棄却したものです。二度と福島を繰り返してはならないと言う原発現地の住民の悲痛な訴えは、裁判官の心に届くことはありませんでした。原子力規制委員会は福島の実省の下に設置された規制機関であるから、その判断は正しいと言う先入観が裁判官にあるとしか考えられない粗雑な判決だったと言わざるを得ません。

2 核燃裁判の現状

本件裁判も規制委員会を被告とする行政訴訟です。原発と再処理の違いはあっても、訴訟の対象が、国の原子力政策の一翼を担い、かつ原発存続に必須の再処理工場となれば、行政判断に追随した原発回帰判決の流れが核燃裁判にも影響を与えないとも限りません。原告団としては再処理裁判に勝利してこの流れを断ち切るべく、主張・立証を積み重ねてきたところです。裁判はまもなく双方の争点

整理の段階を迎えます。

3 レッドセル問題とは

(1) 基準地震動の変遷と補強工事の必要性

再処理工場は、当初基準地震動(施設に大きな影響を与えるおそれのある地震の揺れの強さ)を375ガルで設計・建設されましたが、阪神淡路大震災を契機に耐震設計審査指針が改定され、この指針を踏まえて、日本原燃が工場の耐震安全性を確認(耐震バックチェック)した結果、基準地震動が450ガルに引き上げられました。この時点での耐震裕度はストレステスト評価によると、450ガルに対して10%~20%ほどしかなく、逆に言えば、基準地震に比して10~20%大きな地震に襲われれば施設破壊の危険性があるため、これに対応した耐震性を確保するための耐震補強工事が必要でした。ところが、アクティブ試験(使用済燃料の現物を使った試運転)によって、建屋や設備機器が高レベル放射性物質に汚染されたため、人がアクセスできない区画(レッドセル)が多数あり、工場の主要工程である分離建屋、高レベルガラス固化体建屋、洞道などの補強工事ができない状態にありました。

その後基準地震動は本件変更許可申請(2014

年12月)では600ガルに、その後の補正で700ガルに引き上げられました。700ガルは450ガルの想定を55%上回っており、耐震裕度が1.5強以上とならないとレッドセルは750ガルの地震動に耐えられず、補強工事が確実に必要となります。

ところで、原告の主張する活断層や海溝型地震を考慮すれば、基準地震動700ガルの想定は著しく過小評価ですが、仮に考慮すべき活断層を出戸西方断層のみと前提としたとしても再処理工場は700ガルの地震動に耐えられません。

(2) 原、被告の主張

そこで原告団は、施設の建物や構築物、設備(機器配管)が700ガルの地震動に耐えられるかどうかを事業変更許可の審査段階で確認すべきであると指摘して、被告に対し、その安全対策について釈明を求めました。これに対して被告は、許可取消裁判の対象は基本設計事項に限定されるから、レッドセル問題(補強工事の要否や点検方法)は詳細設計(※)であり、設工認段階もしくは使用前事業者確認という後半段階での審査事項に該当するから、裁判所の審理の対象外と主張し、補強工事の必要性があるか、そのための検査や補修方法については、原告側釈明に対して「回答する必要なし」と回答しました。被告の理論的根拠は、伊方判決やもんじゅ判決が示した段階的安全規制論(基本設計審査＝事業指定・変更許可→詳細設計審査＝設工認→使用前事業者確認)及び専門技術的裁量論(何が基本設計か詳細設計かは主務大臣あるいは規制委員会の裁量で決めて良い)の2つです。本件は指定・許可取消を求める裁判であるから審理の対象は基本設計に限定されるという理屈です。

この被告主張に対して2024年6月に原告から反論の準備書面(210)を提出したところ、半年後に被告から反論がなされ、これに対する再反論が、今回の準備書面(216)です。要約すると、原子炉等規制法及び新規規制基準の解釈、再処理工場の安全性を実質的に保障する観点から、基本設計論の違法性を指摘し、レッド

セルの補強工事は不可能だから、この点の審査をしない許可は、耐震安全性の判断に重大な過誤欠落があると主張しています。

(※) 詳細設計の段階(設計及び工事の計画の認可の段階)では、基本設計ないし基本設計方針の段階(再処理施設でいえば事業指定〔変更許可〕の段階)で示された安全対策に基づき、建物・構築物、機器等について、具体的な部材、設備等の強度、機能に問題がないか否か等の妥当性が評価される。再処理施設においても、後段規制である設計及び工事の計画の認可の審査において、事業者の示した詳細設計が、前記の事業指定(変更許可)の段階で示された安全対策に基づき、安全対策と整合するか否か及び技術基準に適合するか否かの確認がされることになる(2021年9月17日付被告「求釈明に対する回答書」5頁より)。

(3) 裁判長の釈明

原告・被告双方の準備書面を読んだ裁判長から、被告に対して次のような釈明がなされました。至極もつとも適切な釈明であり、裁判所の関心の高さが窺われます。

釈明

- ① 基本設計と詳細設計の各事項は、被告規制委員会の裁量的判断に委ねられていると言うが、レッドセル問題が詳細設計事項に振り分けられた判断の合理性を明確に主張すること。
- ② 規制委員会の適合性審査において、レッドセル問題は、審査対象あるいは検討事項になったのか。なったとすればどのような審査と判断をしたのか。審査の経過とその内容を明らかにすること。

被告はこの釈明に対し次々回までに回答すると約束しました。しかし、私たちが調べたところでは、被告規制委員会の審査会合で、これまでレッドセル問題を審議した形跡がないので、被告が次々回どのような回答するのかが注目されます。

準備書面（216）

被告準備書面(24)(いわゆる「レッドセル問題」(反論))に対する再反論

弁護士 伊東良徳・海渡雄一

第1 本件変更許可の要件の解釈の観点からの被告らの主張の誤り

1 変更許可の要件：原子炉等規制法及び再処理事業指定基準規則

- ・ 本件変更許可の許可要件のうち、施設自体の安全性に関する中心的な要件である原子炉等規制法第44条の2第1項第4号は、「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定している。
- ・ つまり「規則に定める基準に適合すること」であり、その規則は再処理事業指定基準規則である。
- ・ 伊方判決当時の2012年改正前の原子炉等規制法では、その要件は「再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。」とされていた。
- ・ 「災害の防止上支障がないこと」、言い換えれば安全性そのものを審査判断するために、原子炉設置許可処分と後続の設計及び工事方法認可の間でどのように分担するかという問題意識で、原子炉設置許可処分(変更許可処分も同じ)においては基本設計ないし基本的設計方針のみが審査の対象であるという議論がなされていた。
- ・ しかし、現行法の下では、それを**基本設計・詳細設計という概念を用いて議論するかどう**かはおいても、少なくとも再処理事業指定基準規則に規定されていることは、**変更許可処分の許可要件そのものである以上、変更許可の要件であり変更許可における審査判断の対象であることは疑う余地がない。**

2 再処理事業指定基準規則の求める許可要件

- ・ 再処理事業指定基準規則第15条第1項「安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。」
- ・ 同条第3項は「安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。」
- ・ 再処理事業指定基準規則の解説は、同条第3項について、「第3項に規定する『全ての環境条件』とは、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全機能が期待されている安全機能を有する施設が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。」と定めている。
- ・ そして再処理事業指定基準規則第7条第1項「**安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。**」
- ・ 再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。

3 耐震補強工事の要否を検討する必要がある施設はすべて「安全機能を有する施設」である

- ・ 基準地震動の変更に応じて耐震補強工事の要否を検討する必要がある施設(言い換えれば「レッドセル」問題で耐震補強工事がで

きないことが問題となりうる施設)はすべて「安全機能を有する施設」に属する(同時にすべて「耐震重要施設」でもある)のである。

4 「安全機能を有する施設」においては、耐震性を有すること自体もその「安全機能」に属する

- ・ 再処理事業指定基準規則は、「安全機能を有する施設」すべてに、耐震性能を要求している。さらにその中で「耐震重要施設」は基準地震動による地震に対して安全機能を損なうことがないことが要求されている(再処理事業指定基準規則第7条第3項)。
- ・ そうすると、「安全機能を有する施設」においては、耐震性を有すること自体もその「安全機能」に属すると解することができ、少なくとも「耐震重要施設」についてはその概念・目的上も耐震性能はその「安全機能」に属するというべきである。

5 検査と試験、保守及び修理ができなければならない—再処理事業指定基準規則第15条第4項、第5項の要請

- ・ 再処理事業指定基準規則第15条第4項は、「安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。」、同条第5項は、「安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と定めている。
- ・ 「安全機能を有する施設」の耐震性能は、その「安全機能」に含まれるか、少なくとも耐震性能が維持されていることは「安全機能」の健全性に含まれるから、再処理施設においては、安全機能を有する施設はすべて(あるいは狭く解したとしても「耐震重要施設」はすべて)、耐震性能が維持されているかを確認するために運転中または停止中に検査または試験ができるようになっていなければならない、耐震性能が維持されるように保守及び修理ができるようになっていなければならない。

第2 既存施設の変更という観点からの被告らの主張の誤り

1 被告らの主張のポイント

- ・ 被告らは、「再処理事業者は、後続の設計及び工事計画(変更)認可の段階において、新たに策定した基準地震動や耐震設計方針に適合するよう、必要に応じて既存の設計等を変更することがあり得るのであって、事業変更許可の段階において建物・構築物等の具体的な材質や構造等に未確定な部分があることは新設する再処理施設の場合と変わりがない。」と主張する。
- ・ これを根拠にして、工事の要否やその具体的内容は工事計画認可等の段階で確認すれば足り、またそうでなければ審査できないなどという主張を展開している。

2 被告らの主張の致命的な誤り

- ・ しかしながら、被告らがいう大前提の「必要に応じて既存の設計等を変更する」とか「建物・構築物の具体的な材質や構造」を変更するには、その設備・機器がある場所が工事可能であることが必要である。人が立ち入れずそもそも補強工事や変更工事できないのであれば、既存の設計を変更できない(概念上変更できても実際に施設を変更できない)し、「具体的な材質や構造」も変更できないのである。
- ・ すなわち(第1で論じた原子炉等規制法の解釈の問題を仮に度外視したとしても)、実質的に、設計及び工事方法認可以降の手続で対応するためには、該当箇所の工事が可能であることが必要なのである。
- ・ 被告らも、そうであるからこそ、事業指定許可・変更許可の要件を定める再処理事業指定基準規則において、「安全機能を有する施設」(少なくとも「耐震重要施設」をすべて含む)のすべてについて、「その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。」と定めたのではないのか。このことを変更許可段階で確認しておかなければ、設計及び工事方法認可以降の手続で対応できなくなる可能性が容易に予測できるからこそ、

このような規定を置いたのではないのか。

3 計算だけでつじつまを合わせ、耐震補強工事は不要だったとしてしまう意図は見えない

- ・ 被告らは、耐震補強工事をせずにすむように、基準地震動にも耐えられるという計算結果を出させようとしているのであろう(そうであるからこそ、工事の要否も決まっていなくて繰り返しているのである)。
- ・ しかし、もともとストレステスト結果を見ても以前の基準地震動(450Gal)に対する余裕が乏しい本件再処理施設で、基準地震動を大幅に上げる(700Gal)のであるから、主要施設(耐震重要施設)で耐震補強工事がまったく不要などということは本来あり得ない。
- ・ 計算だけでつじつま合わせをするようなやり方は絶対に認められない。

第3 「レッドセル」の耐震補強工法の審査段階について

1 「レッドセル」の耐震補強工法の審査段階についての原告らの主張の概要

- ・ 被告による原告らの主張の要約

もんじゅ最高裁平成17年判決(判決要旨2及び判示事項2)が、「床ライナの腐食については後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと」を判示している」ことからすれば、同判決の事案において、「ナトリウム火災について、最高裁はライナを設置するとした方針は基本設計としている点が重要である。(中略)ライナが設置できるならその厚さや設置方法は設工認でいいとして、ライナが設置できないなら他の方策を考えざるを得ず、それは許可段階で審査すべき基本設計であると判断したものと解される。」とし、本件においては、「**大幅にかさ上げされた基準地震動に対応するために耐震補強工事をするということに対応できるのか、できない可能性があるならほかにどうすればいいのか**という点は、もんじゅ最高裁判決が言う

ナトリウム火災時にナトリウムとコンクリートの接触を防止するため、『ライナを設置するという方針』に相当する」から、「耐震補強工事をしなければ基準地震動に耐えられない蓋然性があり、かつレッドセル問題があつて耐震補強工事ができないという現実的な可能性があるとき、耐震補強工事ができない場合に耐震補強工事以外で基準地震動に対する耐震性を満たす方法があるのか、その場合の基本的な方策の検討は、当然許可段階で審査すべきこととなる。」

- ・ しかし、もんじゅ最高裁判決の時点と福島原発事故後の規制法令の全面改正後では、問題の様相が大きく異なっていることを被告は見過ごしている。

2 被告らのもんじゅ最高裁判決に対する理解はこのようなものである

- ・ 被告らは準備書面の8ページにわたって、反論を展開している。せんじ詰めれば、次のような反論を行っているものと理解できる。
- ・ 被告らは、もんじゅ最高裁判決は、「床ライナの健全性について、まず、床ライナがコンクリートとの直接の接触を防止するためにどのような設計とされるべきかは、床ライナを設置しようとする部屋の大きさ、床ライナの冷却設備の有無、ナトリウムドレン設備の能力等の周辺設備の具体的仕様等との関係において決定されるべきものといえることから、これを後続の設計及び工事の方法の認可の段階における規制の対象とすることは、一般に合理性がある」
- ・ 「床ライナの腐食対策を行うことにより、2次冷却材漏えい事故が発生した場合に漏えいナトリウムとコンクリートとが直接接触することを防止することが可能であり、設置許可処分の審査時点において考慮されなかった床ライナの溶融塩腐食については後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと、」
- ・ 「漏えいナトリウムによる床ライナの熱膨

張については、床ライナの板厚、形状、壁との間隔等に配慮することにより前記認可以降の段階において対処することが十分に可能であること」

- ・ 「床ライナについては、床面に鋼製のライナを設置するという設計方針のみが原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に当たる」
- ・ その板厚等の腐食防止対策や熱膨張により壁と干渉しないような具体的施工方法は、設計及び工事の方法の認可以降の段階における審査の対象に当たるものとした主務大臣(当時)の判断に不合理な点はない。

3 もんじゅ最高裁判例解説の記載

- ・ もんじゅ最高裁判決の最高裁判所調査官の判例解説では、「腐食防止対策等が具体的仕様等との関連において決定されるべき細目にかかわるものであり、具体的な詳細設計等の段階において対処することが不可能又は非現実的であるといえないとすれば、安全審査の関係者に知見の欠落があったとしても、そのことのみによって、設置許可段階における安全審査の対象とされなかったことが不合理とされるものではなく、設計及び工事の方法の認可の段階で床ライナの板厚の程度等の細目について十分な審査がされないとすれば、同認可の違法が問題とされるべきものであるという立場に立った判示である」(阪本勝・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(上) 273及び274ページ)と説明されている。

ここまでは、原告側も異論はない。

4 問題は耐震補強工事の工法の個別的な選択の問題などではない—被告らの反論とこれに対する原告らの再反論 1

- ・ 原告らは、もんじゅ最高裁平成17年判決の判示内容を踏まえて、一般論として原子炉の設置許可や再処理事業の指定(変更許可)の段階の審査において、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項が「後続の設計

及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと」の確認が必要であることは、もんじゅ最高裁判決も認めているといえる、と主張した。

- ・ ところが、被告らは、原告らのこのような指摘については、何ら論理的な反論をなしていない。
- ・ すなわち、被告らは、「本件各訴訟における原告らの主張を踏まえても、原告らが主張する「レッドセル問題」は、仮に原告らが主張する「レッドセル」が存在した場合に、それ(レッドセル問題)が本件再処理施設の耐震補強工事を実現するための工法にどのような影響を与えるかという、**耐震補強工事の工法の個別的な選択に関連し得る問題にすぎない。**」と主張する。
- ・ しかし、**これは明らかに誤りである。この問題は、断じて、「耐震補強工事の工法の個別的な選択に関連し得る問題」などではない。「耐震補強が必要とされる場合に、それにもかかわらず、耐震補強工事のため、施設の区画に立ち入ることができず、耐震補強工事そのものが不可能であるかどうか」すなわち、「後続処分において、克服できない障害があるといえるかどうか」が問われている問題なのである。**
- ・ そして、まさに、本件の場合は、次に述べるように、もんじゅ最高裁判決が述べた「**後続の設計及び工事の方法の認可以降の段階において対処することが不可能又は非現実的であるとはいえないこと**」が確認できないこと、対処が不可能あるいは現実的とみられることに帰着するのである。

5 すべては使用前確認で確認すればよいと開き直った被告主張

- ・ なお、上記のような耐震補強工事の方法が、設計及び工事計画(変更)認可の審査事項に関連して、取り上げられる可能性もあるが、それは、設計及び工事計画(変更)認可の申請内容の趣旨を明確化する等の観点から取り上げられているにすぎず、耐震補強工事の方法が、設計及び工事計画(変更)認可を

するに当たっての審査事項であることを前提とするものではない。

- ・ さらに「仮に、再処理事業者において、技術的にみて実施が困難な工法を工事(変更)計画の内容とするような場合には、使用前確認証が交付されることはなく、再処理事業者は、再処理施設を使用することができないこととなるが、これは、正に、事業指定(変更許可)、設計及び工事計画(変更)計画の認可、使用前確認という段階的安全規制を通じて再処理施設の安全性を確保しようとする原子炉等規制法が当然に想定している事態であるということが出来る。」とのべ、最後に使用前確認ができないはずだから、この施設が動くことはないだろうと居直っているのである。

6 原告の再反論 ・すべてを使用前確認に流し込む不合理

- ① しかし、このような議論は、最終的に使用前事業者確認によって、安全性は保証されるから、事業許可や設工認の手続は必要がないことを意味する。これは牽強附会の誹りを免れず、論理をもてあそぶだけのものであり、安全審査の実際を無視するものと言わざるを得ない。
 - ② 使用前確認の不合理さーここで次のような場合を考えてみよう。たとえば、ある原子力設備、例えば断層間近の原発について、基準地震動が10000ガルという科学的知見が見出されたとする。このような想定は、現実に近時起きている地震の現状からすれば、非現実的なものではない。
- ・ 2024年1月1日の能登半島地震では、5メートルの隆起が起きた。このような隆起の起



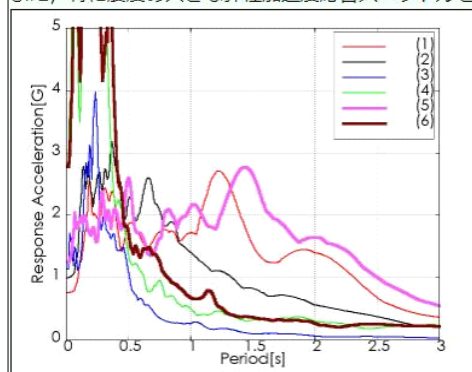
2024年1月1日能登半島地震で
約5メートル隆起した深見漁港周辺
(珠洲市 北野進さんのフェイスブックより)

きた場所に政府と電力会社は、驚くべきことに、珠洲原発を建てようとしていたのである。

- ・ 珠洲の住民たちの闘いが、功を奏して、珠洲に原発は建設されなかったおかげで、日本は二度目の破局事故の発生を免れたのである。

7 能登半島地震の際のKネット富来地点の揺れ

また、特に震度の大きな弾性加速度応答スペクトルを過去の強震記録と比較して示す



(1)兵庫県南部地震JR廣取(2)新潟県中越JMA小千谷(3)三陸南JMA大船渡
(4)東北地方太平洋沖地震K-NET築館(栗原市震度計)(5)K-NET穴水(6)K-NET富来

8 被告の主張は基準地震動10000ガルでも、許可してかまわないという理屈である

- ・ 能登半島地震において、最大の地震動を記録したK-NET富来観測点の地震動のスペクトル解析の結果(減衰定数を5%と仮定)は、上図(6)のグラフの茶色線で表示されたとおりである。同グラフには、比較のために、過去の大地震における観測記録とK-net穴水観測点の観測記録が記載されている。
- ・ グラフの横軸は周期、縦軸は加速度(単位はG(重力加速度)、なお、1Gは約980ガル)である。これをみると、K-NET富来観測点の地震動は、周期0.5秒以下の極短周期の地震動が極めて大きなものでグラフの上限(5G、すなわち約4900ガル)を突き抜けている。
- ・ 函館市訴訟で原告代理人である井戸謙一が境有紀教授に問い合わせたところ、加速度の最大値は12Gだったとのことであった。すなわち、!万ガルを優に超えていたのである(980ガル×12=11760ガル)。
- ・ このように、特定地点の基準地震動が10000

ガルを超えるということはあるのである。被告らの議論に従えば、基準地震動を10000ガルと決めさえすれば、設置許可、設置変更許可をすることができるということとなる。

9 被告の主張は、原子力規制行政の自殺

- ・ 被告が述べる、およそ、成立性のない耐震設計の方針を示して、そのとおりの建物ができているかどうかだけを、使用前確認で確認するというようなやり方は、許されない。
- ・ 仮に、使用前確認で合格できない施設があれば、そのような建物の建設のために膨大な費用をかけて建設、修理を行うことを先行させようというのである。
- ・ このような被告の主張は、原子力規制行政の自殺というほかない。

10 ますます暴走する被告国の暴論

- ・ この基準地震動の策定の妥当性が、耐震補強工事の可否を問題とする「レッドセル問題」によって影響を受ける余地はない。
- ・ 耐震設計方針とは、耐震重要度分類のクラスに応じて設定される地震力に十分耐え得るよう設計するという方針のことであり、このような内容の耐震設計方針の妥当性が、「レッドセル問題」によって影響を受ける余地はないのであって、このことからしても、「レッドセル問題」が本件事業変更許可処分における審査においておよそ取り上げる必要のないものであることは明らかである。

11 耐震設計方針とレッドセル問題は、極めて密接に関連している

- ・ 基準地震動の策定がレッドセル問題と関連性がないことは当たり前であるが、耐震設計方針とレッドセル問題は、極めて密接に関連している。
- ・ 再処理規則第7条は「安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」「3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に

大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」

- ・ 第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。
- ・ 2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。))をいう。以下同じ。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。
- ・ 3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。
- ・ 4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならない。
- ・ 5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならない。

12 規則適合性の主要部分は設置許可の段階で審査しなければならない

- ・ これらの規則に適合するかどうかを、規制審査の各段階で確認していくことは当然であるが、その主要な部分は、当然設置許可の段階で審査しなければならない。
- ・ 被告らの主張によれば、すべての確認は使用前確認時に行えばよいのであり、それより前には、設計基準地震動を策定し、これに従って設計、建設、既設施設の場合は補修をするように命ずるだけでよいこととなってしまうのである。
- ・ 確かに、施設がまだ建設されていない場合には、このようなことになることもやむを得ない部分がある。しかし、既に存在している設備が基準地震動に耐えられる基本設

計となっているかどうかは、設置変更許可の段階で審査されなければならない。

13 原告準備書面(178)より、引用2007年中越沖地震を踏まえた2007年12月段階における東電設備管理部の検討

新潟県中越沖地震の耐震バックチェックへの反映について

平成19年12月16日
原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター



東電刑事裁判において検察官が使用個調べ請求した証拠を東電株主代表訴訟を審理していた東京地裁商事部防犯記録を取り寄せ、それを謄写して提出したものである。

14 450ガルに対してほとんど余裕のない機器が存在 680ガルの入力→レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難

V. 680Galによる耐震バックチェックへの影響

■電事連で集約した現状の見通し

- 当社
 - ・福島第一・第二とも600Gal/バックチェック済の応答とほぼ同等(補強工事費は1000億円程度、工程は5年程度を想定)
- 北陸電力志賀原子力発電所：1 審判所→控訴して2審係争中
 - ・裁判所より新指針への適合を問われ、耐震バックチェックの報告書を3月中旬に提出予定
 - 680Galによるチェックが加わると間に合わず、控訴審に大きな影響
- 日本原燃六ヶ所再処理施設：450Galで耐震バックチェック終了
 - ・450Galに対してほとんど余裕の無い機器が存在
 - ・680Galの入力→レッドセル内の機器が要補強となるが、アクセス困難
- 各社とも耐震バックチェックを実施中
 - ・一部サイトでは耐震裕度向上のための工事をすでに実施済み
 - ・680Galによるチェックが加わった場合、バックチェックの終了が1年近く遅れ、工事範囲の拡大等様々な影響が予想される

680Galへの対応は困難が予想される

15 六ヶ所再処理についての対応策はお手上げ状態

VII. 対応策案

■考えられる具体案は以下の通り

1. K-1の記録はサイト固有の地盤の影響によるものであり、よりその影響の少ないK-5の記録を用いるのが妥当と主張する
→12月末(国の方針提示)までに実証するのは困難な状況
2. 680Galによる検討は「安全安心を担保するもの」であり、3sによる耐震バックチェックとは別の枠組みで実施すべきことを主張する
3. 検討対象範囲を耐震バックチェックのルールから緩和する(狭める)
具体的には、「主要な8設備」に限定し、「止める」「冷やす」「閉じ込める」に関する検討を実施する
4. 検討のクライテリアを耐震バックチェックのルールから緩和する
例：耐震壁の許容歪みレベル 2000 μ →4000 μ
水平動のみを耐震バックチェックの対象とする 等
5. 六ヶ所再処理施設については、地震動を含め別の枠組みで対応する

以上の方針を関係各所と至急協議する

16 すでに運用が開始されていた設備であることを踏まえて検討するべきであること

(1) 本件施設が既設施設であり、アクティブ試験開始後の設備でありながら、施設の竣工前に福島原発事故が発生し、その後国の原子力規制の大改革が行われ、これに伴って、設計基準地震動を大幅に見直さなければならなくなったのである。「レッドセル問題」を検討するにあたっては、このような極めてまれな事態であることを念頭に置く必要がある。

(2) さらに、原発の場合は、炉心内部は水という放射線を遮蔽できる減速材で満たされているため、原子炉建屋の中まで作業員が立ち入り、配管や機器の耐震補強工事を行うことが可能であるから、原発の基準地震動が引き上げられた場合は、耐震補強のための継ぎ手やバネ等を施設内に設置して、高くなった基準地震動に対応している。これに対して既設炉では、莫大なコストをかけて、この耐震補強工事を行ってきた。

しかし、本件再処理施設のレッドセルでは、このような補強方法をとることができないのである。この点の問題点を、福島原発事故後に明らかになった中越沖地震を踏まえた東京電力内部の検討資料において、再処理施設の弱点については、準備書面(178)の第9項において、詳細に論じたところであるので、参照されたい。

(3) 本件再処理施設について、「レッドセル」の影響により耐震補強工事が必要なのに、できない蓋然性があり、耐震補強工事以外で耐震性を満たす方法があるのか否かの審査は本件事業変更許可処分の段階で実施すべきである。

被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の主張と次回予定

1 被告：原子力規制委員会

- ① 準備書面(25)・(26)を提出
 - ・ 準備書面(25) 産総研の「野辺地図幅」は、六ヶ所断層という既往知見を紹介したにとどまり、この存在を認定したものではない。
砂子又層、六ヶ所断層の斜向構造について
 - ・ 準備書面(26) 六ヶ所撓曲・六ヶ所断層は地質調査書により確認されていない。
F-d断層の活動性を根拠とした大陸棚外縁断層の活動性を認めることはできない。
海上音波探査に依拠した池田見解に科学的信頼性は認められない。
- ② 次回あるいは次々回までに、レッドセル問題に係る裁判長の釈明に回答する予定

2 参加人・日本原燃

- ① 準備書面(10)・(11)を提出
 - ・ 準備書面(10) 参加人は、「野辺地図幅」に六ヶ所撓曲が示されていることを考慮した上で、基準地震動の策定に当たって、六ヶ所撓曲や六ヶ所断層の存否や活動性に関する評価に影響がないことを確認している。
 - ・ 準備書面(11) 鷹架沼南岸の地質調査から六ヶ所断層は認められない。大陸棚外縁断層は活断層ではない。
- ② 次回は、レッドセル問題について、補充的主張をする予定。

次回裁判の日程

- ・ 2025年6月27日(金)
午後1時30分～進行協議
(事前申込みが必要です)
午後2時～ 口頭弁論

- ・ 提出予定準備書面
 - ① 被告準備書面(25)(26)に対する反論
 - ② 火山噴火関連の準備書面多数の傍聴をお願いします(事前申込みは不要です)。

次回以降の予定 2025. 9. 26(金)／12. 19(金)

※ **進行協議**では、裁判長から訴訟当事者に対して、口頭弁論では話さないような、裁判の進行に関する裁判所の心証や争点について、突っ込んだ意見表明や釈明がなされます。

原告の方は、少し早めに足を運んで参加してください。

原告団パンフレット

「明日なき核燃料サイクル」のご案内

これまで多くの専門家や弁護団の熱意と尽力で蓄積された核燃・再処理に関する裁判情報、核燃の現状を整理したものを1冊のパンフレットにまとめました。

今回のニュースに同封致しましたので、ご活用ください。



総会のお知らせ

今年度の原告団第31回総会を以下の日程で行います。

日時：2025年6月27日(金) 16:30～18:00

会場：青森県観光物産館アスパム・6階【岩木】(Zoom併用)

★ 議案書は、6月上旬に皆様にお送りします。

★ 27日裁判終了後、上記会場で報告集会を開催します。

報告集会は、記者会見を兼ねていますが、当日参加の弁護士から、裁判の内容を詳しく聞くことができます。

「2025さよなら原発・核燃 3・11青森集会」 小出裕章氏講演

「六ヶ所再処理工場の被曝と福島原発放射能汚染水」を聴いて

八戸市在住 原告 三笠朋子

3月9日に行われた集会は、多くの参加者で熱気溢れる中、まず浅石紘爾共同代表による、今年度亡くなった先輩方の紹介と黙とうで始まった。平野良一さん(浪岡・享年95歳)、櫛部孝行さん(むつ・享年83歳)、種市信雄さん(六ヶ所・享年89歳)、そしてつい先日亡くなったばかりの竹田とし子さん(函館・享年75歳)。4人の先輩方は長年にわたり、我々の先頭となって運動を担って来られた方々なので、みんながきっと、それぞれの思い出で胸がいっぱいになられていたに違いない。「本当にご苦労様でした。あなた方の意志は、必ず繋いでいきます。」

その後に登壇されたのは小出裕章氏。十年前に京大原子炉実験所を退職され、松本市に移住されてもなお、「日本の置かれた現状を、原発・核燃は止めるべきだということを、一人でも多くの人に伝えたい」という想いがあふれる小出氏の言葉は、とても分かりやすく、身体にスッと入って来る。

まず改めて、誰もが忘れてはならないこと、それは、『福島の事故で出された原子力緊急事態宣言はまだ解除されていない』。この事実を国は決して言おうとはしないし、国民のほとんどが忘れてしまっている。この事実の前には、原発を「最大限活用」とした「第7次エネルギー基本計画」は、あまりに虚しい。福島原発の事故から14年も経った今でも、そこにある原子炉建屋は「放射線管理区域」として、外界との遮断さえなされていない。ALPSで処理したというだけでトリチウムは全く取れないままの、れっきとした汚染水が、ほかの方法があるにもかかわらず2023年8月から海洋放出されている。小出氏はくり返し言った。

「国は常に嘘をつく。」れっきとした汚染水を処理水と言う。「IAEAによる監視が不可欠」と書いたG7広島サミットの公式声明(英文)を日本語の仮訳で「海に流すことが不可欠」と捏造した。「なぜ、こんなインチキを積み重ねても海に流すのか？」それは、六ヶ所



再処理工場が稼働すれば日常的に、もっと大量の放射能を海に垂れ流すからだ。

六ヶ所再処理工場は「最悪の核施設」である。原発では曲がりなりにも燃料棒に閉じ込めていた放射能を、すべて開封し、化学処理する。当然、日常的にも放射能を大量に大気や海に流すのだ。福島で30年かけて放出しようとしているトリチウムの量(650兆ベクレル)は、再処理工場アクティブ試験中の2007年10月のひと月間に放出された量(523兆ベクレル)に近い。1989年の事業指定申請時には1997年に運転開始予定だった再処理工場はトラブルが続発し、アクティブ試験では、ガラス固化施設で大きな事故を起こした。2011年の福島第一原発事故が起こって新規制基準が作られ、26回もの計画変更を余儀なくされて、今のところ2026年運転予定にされている。31年以上経っても運転できない工場など、もともと作っていけないと気付くべきだ。稼働すれば、世界が汚染される。

「原子力」にしがみつく国、経済界、官僚の三悪。国は平和利用と嘘をついて核兵器保有能力を目的とし、経済界は作る時に大儲けして、事故後も「除染」「復興」で大儲け。経済省は政策の継続性に固執する。

このよう現状の中で、我々はどう動けば良いのか？今まで30年以上も続けてきた裁判もその大きな核ではあるが、世論は今必ずしも我々と同じ方向を向いてはいない。先に黙とうをささげた先輩方の想いを繋いでいくためには何をすべきなのかを、今一度考えてみたい。

2025年 4.9反核燃の日関連行事&4月12日核燃料サイクルシンポジウム

事務局長 山田清彦

1985年4月9日に青森県議会全員協議会で、北村知事が核燃料サイクル施設の受け入れを報告したこの日を、私たちは「反核燃の日」としています。

それから40年目となる今年、例年行われている「4・9反核燃の日」の集会が開催されるはずでしたが、東京でも青森と連帯する形で「核燃料サイクルを考える集会を開催したい」と言うことで、4月5日に青森集会、4月12日に東京集会が開催されました。

1. 4月5日「4・9反核燃の日」関連行事

(1) 反核燃の日集会

原水禁等と一緒に全国展開している「全国集会」は、核燃受け入れから40回目を迎えました(青森県内の市民団体が企画している「全国市民集会」は、その後、開催するようになりました)。

全国集会は六ヶ所村の海岸で12,000人を集めて開いたこともあります

(2) 要請文と公開質問状提出行動

「全国集会」には、原告団としても参加していますが、事前に要請文と公開質問状を関係自治体や国の機関、事業者の13カ所に2班に分かれて提出することにしています。

4月3日には、むつ市との交渉を行ない、翌4日には2班に分かれて要請行動を行いました。

但し、要請を受ける側の対応はまちまちで、我々の話を聞いて対応してくれる所もあれば、要請文を受け取るだけで「早く帰れ」と言わんばかりの所もあります。それは、1ヶ月後の回答にも表れていて、これまでは半分位から回答がありましたが、今年はどうなるかは、5月10日にならなければ分かりません。

(3) 「全国市民集会」

4月5日、「4・9反核燃の日全国市民集会実行委員会」で企画した集会が、青森市文化会館で、11時半から13時15分まで行われました(参加者は51人)。開会挨拶を今村修さんが行い、原子力資料情報室の松久保さんに、「第7次エネルギー基本計画の問題について」解説



講演する松久保肇さん

を含めて講演していただきました。

第7次エネルギー基本計画の中で、再処理工場やMOX燃料工場を進めると書いてあります。その根拠を、「原発が環境に優しい」と日本では言っていますが、これが怪しいという視点で外国の研究例を紹介してくれました。

3・11福島原発事故以前、「反原発運動」が元気がない時代を経験しましたが、その頃は原発が50基以上も運転していて、これからは海外に輸出するという時代でした。それが、3・11で大きく変わったのだから、分からないものです。

次に山田が、むつ市の栗橋さんのメッセージを読み上げ、続けて青森県の原子力施設の動きについて報告しました。

仮に2025年度中に審査が終るとすれば、使用前事業者検査が行われ、その中で2026年10月位にガラス溶融炉を動かすという計画です。同じ頃に青森県で国体が開催されるので、これは、どう考えても無理だろうと報告しました。

その後、函館から大場一雄さん、大阪から稲岡美奈子さん、衆議院議員の佐原若子さんの報告がありました。

集会アピールは小熊ひと美さん、そして、古村一雄さんの閉会挨拶で終了しました。

(4) 「全国集会」

同日午後2時から、青森市文化会館5階の大会議室には、約470人が集まっていました。

目標は青森県内200人、県外200人でしたが、

それを上回っていたのは幸いでした。

浅石代表からは最近の裁判報告があり、戸川雅子さんが読み上げた集会アピールは、全員の拍手で採択され、その後デモ行進を行いました。

(5) 原水禁交流集会

例年行っているのですが、青森県内各地からの参加が少なく、全国から来た人たちも、多くは別な交流に参加する人が多く、参加者が少ない傾向にあります。しかも、昨年までは山田が青森県内の状況を短時間で報告していたのですが、今年はカットされました。

メイン講師は、むつ市の野坂庸子さん、六ヶ所村の菊川慶子さん、大間町の熊谷厚子さんでした。

(6) 再処理工場前抗議集会

4月6日10時20分から、八戸市のYAMさんと小熊ひと美さんが、ラップで再処理工場反対のアピールをし、参加者約80人は、彼らのラップで盛り上がりました。

司会を山田が行い、今村さん、原水禁の谷事務局長、むつ市の栗橋伸夫さん、青森市の遠藤順子さん、六ヶ所村の菊川慶さんが挨拶し、その後デモ行進で、再処理工場の危険性を訴えました。



六ヶ所村のデモ行進

以上、「4・9反核燃の日」の集会の全日程です。「原告団」として「全国集会」の準備段階から参加している山田は、来年の集会の準備まで、大きな動きがないのが寂しい所です。そういう意味では、「全国市民集会」の活動の方が小回りが利く気がしています。

2. 核燃料サイクルを考えるシンポジウム



2025. 4. 12 シンポジウム(東京)

青森での「全国集会」が終った翌週、4月12日(土)に、日本教育会館一ツ橋ホールで開催されました。参加者は約300名でした。

第1部の問題提起者は、鈴木達治郎さん(元原子力委員長代理、長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授)と澤井正子さん(原告団運営委員)。鈴木さんは、高速増殖炉が実用化しなければ、再処理しても無駄だと強調し、澤井さんは、六ヶ所再処理工場の危険性を説明しました。

第2部ではパネルディスカッションが行われ、青森県から参加した鹿内博さん(青森県会議員)は、フランスから返還された高レベルガラス固化体が青森県六ヶ所村に搬入されてから4月25日で30年目を迎えるため、翌26日に六ヶ所村で講演会があることを紹介しました(5月13日には衆議院第2会館で中央交渉を行います)。

既にYouTubeで配信されているので、見てみると人もいると思いますが、報告集(データのみ)も6月位に出る予定です。

なお、鎌田慧さんが挨拶の中で、「今まで原発反対の集会はたくさん行ってきたが、核燃料サイクル反対の集会は今回が初めてだ。今後も継続して取り組む必要がある」と、話したことが印象深かったです。

そうなれば、青森の闘いが、東京での闘いにも継続されることになるだろうと思いました。

高レベル放射性廃棄物を搬出する約束は守らせる。

国（資源エネルギー庁・原子力規制庁）・事業者（電気事業連合会）に対し

要請書・質問を提出・・・一問一答のヒアリング集会を開催 《5月13日》

原告団は、1993年9月、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の一時貯蔵施設につき、貯蔵期間（30～50年）内の搬出が不可能であることを指摘し、許可の取消を求めて現在に至っている。

1995年4月26日に、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入されて30年。

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が初めて六ヶ所村へ運び込まれた日、抗議する人々の前で、高レベル放射性廃棄物の入ったキャスクを乗せたトレーラー。キャスクは雨に打たれ湯煙を上げた。

フランスから約2ヶ月かけてむつ小川原港に入港、輸送経路にあたる沿岸諸国では、危険な核物質の輸送に、警告や反対を表明したり、警備にあたるなど、強い懸念を示した。

しかし、「30年～50年間程度冷却貯蔵する」との国の方針に則り、電力会社からの委託を受け、一時貯蔵管理する」とし、搬入された。

「電力会社は、貯蔵期間満了までに、日本国政府の方針に従い、最終処分地等へ搬出する」とある。県、六ヶ所村、日本原燃（株）との安全協定第3条で「管理期間等として、30年から50年間とし、日本原燃は、管理期間終了時点で、各電力会社に搬出させる」と明記された。

国に搬出期限順守の第一義的責任があるの



高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の専用輸送船が、むつ小川原港に入港（1995年4月26日）。専用のトレーラーでキャスクが運び込まれる。高熱を発するため、この日の雨で湯煙を上げた。現在、一時貯蔵施設に海外返還分1830本、再処理工場に346本のガラス固化体がある。

写真 島田恵 撮影

は明白である。

この間「県民の会」では、青森県に対し、高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせるため、要請、公開質問を何度も行っているが、県は、国との「確約書」、事業者とは「安全協定」があるとして、何の見通しもない中で、国と事業者の説明そのままの回答。

30年で搬出する約束を守るところか、最終処分場については何一つ進んでおらず、説明もない状態。こんな状況で、50年後の2045年4月の搬出約束を守れるのか。実質、最終処分地化される不安が募るばかりです。

まごまごしてられない。節目を迎えている。

今回、「核のゴミから未来を守る青森県民の会」では、4月24日に青森県に要請書と公開質問状を提出、5月13日には国と事業者、国会議員、市民とのヒアリング集会を開催します（左チラシ参照）。みなさまの参加、傍聴をよろしくお願ひします。詳しくは県民の会ホームページを参照下さい。

〔URL〕 <http://kenminnokai.shop>

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団・原告
核のゴミから未来を守る青森県民の会・事務局
三沢市在住 伊藤和子

高レベル放射性廃棄物を搬出する
約束は守らせる

国・事業者との ヒアリング集会

国（資源エネルギー庁・原子力規制庁）・事業者（電気事業連合会）に対し
要請書、質問をし、一問一答のヒアリング集会を開催します。 ※省庁等に交渉中

日時 2025年

5月13日（火）
午後3時～5時30分

会場
衆議院第2議員会館第5会議室
※ 地下1階

第1部...午後3時～
国等とのヒアリング
（要請書提出・一問一答質問）
第2部...午後4時30分～
報告集会
後日YouTube配信を予定



残り20年、しかし最終処分地も決まらず、貯蔵期間が延長され、実質最終処分地にされるのではとの不安と苦悩が続いています。

・六ヶ所村に1995年4月26日に貯蔵期間を30年から50年間の約束で、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入されて30年。
・早ければ今年4月25日、遅くとも2045年4月で搬出約束の期限。
・青森県は国との「確約書」、事業者とは「安全協定」で搬出を約束しているから「その約束を守る」ことの説明の繰り返しだけです。
・今回、国会議員・市民が国（資源エネルギー庁・原子力規制庁）・事業者（電気事業連合会）（省庁等に交渉中）に対し、ヒアリング集会を開催、国に全般的に取組、搬出期限の約束を守らせるために、国の責任、搬出期限までの具体的ロードマップ策定、最終処分法に基づく処分計画の策定、などの質問・要請し、見解を聞き取ります。
参加・傍聴をよろしくお願ひします。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2025 年

- 1 30 日本原燃：2025～2027 年度の再処理工場の使用計画を原子力規制委員会に提出した。全国原発で発生した使用済燃料の受け入れは、2025 年度から 3 年間はゼロで、貯蔵プールに空きができる 2028 年度以降となる。
- 2 4 六ヶ所村議会：議員全員協議会を開催し、核燃料サイクル施設を運営する日本原燃の幹部と地域振興を巡り意見交換し、工事で地元業者を活用することなどを確認した。
- 8 英政府：原発の使用済燃料を再処理して回収したプルトニウムを地層処分場に廃棄すると発表した。保管する約 140 トンのうち、日本が再処理を委託した約 21.7 トンは廃棄対象外。
- 12 電気事業連合会：福井県にある関西電力の原発からフランスへ搬出する MOX 使用済燃料を、当初計画の約 200 トンから約 400 トンに倍増すると発表した。
- 14 核のゴミから未来を守る青森県民の会：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の搬出期限が残り 20 年に迫っているとして、青森県に対し、搬出までの具体的な工程を国や事業者に提示させるよう求めた。
- 15 原告団：事務局会議を開催。
- 17 日本原燃：使用済燃料再処理工場の前処理建屋で 1 月 27 日に排風機 1 台が故障したトラブルについて、復旧が 4 月にずれ込むことを明らかにした。
- 18 政府：国の中長期的なエネルギー政策指針「エネルギー基本計画」を改定し、閣議決定した。「可能な限り原発依存度を低減する」との従来表現を削って原発回帰を打ち出した。また、使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）の核燃料を六ヶ所再処理工場へ搬出する方針を盛り込んだ。六ヶ所再処理工場に関しては、操業の目安 40 年を超えた「長期利用」に言及し、原発で使い終えた MOX（プルトニウム・ウラン混合酸化物）燃料を将来的に取り扱う可能性に触れるなど、機能の拡充を視野に入れた書きぶりとなった。
- 19 経済産業省資源エネルギー庁：青森県原子力政策懇話会で、再処理工場の操業目安 40 年を超えた「長期利用」に関し、「運転期間制限の必要はない」との見解を書面で示した。
- 28 大間原発訴訟の会代表の竹田とし子さん逝去。
- 3 2 米エネルギー省元副長官のウィリアム・マーティン氏：青森県三沢市内で東奥日報のインタビューに応じた。1 割台にとどまる日本のエネルギー自給率は、国家安全保障の面で「非常に危険な状態」と指摘。「日本はもっと自給率を高めて 50%程度は持つべきで、それは外国の介入を防ぐ国家安全保障としての『抑止力』になる」と訴えた。
- 4 東京電力ホールディングス：東通原発を建設中の東通村に、地域振興事業に充てる資金として 2025 年度から 5 年間で約 30 億円を提供する。2020 年度から 5 年間としてきた資金拠出が今月末で終了するのを機に、継続を決めた。
- 6 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設 3 号施設が操業を開始。九州電力玄海原発から 200 リットルドラム缶 384 本を搬入。3 号施設には最終的に 21 万 1200 本を埋める計画。
- 7 関西電力の MOX 使用済燃料約 400 トンをフランスに搬出する再処理実証研究：処理工程で生じる高レベル放射性廃棄物は、返還先が日本原燃貯蔵施設にならない。青森県は「基本協定書」（1985 年締結）で認めた受け入れ、一時貯蔵の対象に含まれないとしている。
- 9 「2025 さようなら原発・核燃 3・11 青森集会」を開催。小出裕章氏が「六ヶ所再処理工場の被曝と福島原発放射能汚染水」と題した講演を行なう。
- 21 核燃裁判。進行協議で工藤哲郎裁判長は、放射線量が極めて高い部屋「レッドセル」は審理対象外とする国に対し、判断の経過を明らかにした上で理由を説明するよう求めた。これまで原告は、「レッドセルは審理の対象内」と主張した上で、試運転で汚染されたレッドセルでは必要な耐震工事が実施できず、東日本大震災後に引き上げられた地震想定に耐えられないと主張している。
- 25 宮下宗一郎知事：むつ市で 2024 年 11 月に操業した使用済燃料中間貯蔵施設を巡り、新年度も貯蔵事業の継続を認める意向を明らかにした。操業開始を受け、県は毎年度、中間貯蔵事業の継続などについて関与する仕組みを構築。今回が初判断となる。
- 30 原告団：事務局会議と街頭宣伝を開催。
- 31 使用済燃料再処理・廃炉推進機構：2025 年度の予算、資金計画を公表した。支出では再処理工場の完工延期を踏まえ、日本原燃に委託する再処理等費は前年度比 3210 億円減の 1682 億円とした。
- 4 5 「4・9 反核燃の日」全国市民集会を開催。原子力資料情報室の松久保肇さんから「第 7 次エネルギー基本とその問題点」と題した講演があり、各地からの報告後、集会アピールを採択した（約 50 人参加・青森市）。
- 5 「第 40 回 4・9 反核燃の日 全国集会」を開催。核燃受入れから 40 年になり、主催者挨拶、各地の報告などで、核燃料サイクルの中止や脱原発を訴えた。その後青森市内をデモ行進した（約 470 人参加・青森市）。
- 7 原告団：第 1 回井戸弁護士講演会実行委員会を開催。チラシの配布方法と講演までの取組みを確認。
- 10 東北電力ネットワークの阿部公哉・執行役員青森支社長：発電量が過剰な場合に再生可能エネルギー発電を一時的に停止する「出力制御」が 2024 年度、東北電管内で過去最多の 32 日に上ったと明らかにした。制御した電力量も最多の 2 億キロワット時超。太陽光や風力発電の接続量は増加の一途をたどっており「（制御の）増加は避けられない」との見通しを示した。
- 10 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設の管理建屋で、天井クレーンの動作不具合があったと発表した。
- 12 「核燃料サイクルを考えるシンポジウム」を開催：核燃料サイクルについて、電力の大消費地でも理解を深めようと東京で開催された。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2025年6月27日(金) 14:00～青森地裁
※裁判終了後、総会会場(アスパム)において報告集会を行います。
- ◆ **井戸謙一弁護士講演会** 2025年5月10日(土) 13:30～16:00
八戸市総合福祉会館(はちふくプラザねじょう)
(詳細は同封のチラシをご覧ください)
- ◆ **国・事業者とのヒアリング集会** 2025年5月13日(火) 15:00～
(詳細は14頁をご覧ください)
- ◆ **2025年大MAGROCK VOL.17** 2024. 7. 26(土)・7. 27(日) 大間原発に反対する地主の会所有地
&第17回大間原発反対現地集会

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、会費納入の振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願い申し上げます。

編集後記

西風と嘘

地球は自転しており、偏西風が吹いている。広島原爆の放射能は成層圏の彼方に飛び散ったとGHQは嘘をつき、残留放射線は無いと云った。東海村と六ヶ所村の東は太平洋。セラフィールドとラ・アーグの東は陸地。海洋放出された放射能は波で陸に戻り、陸も海も空も汚染される◆アメリカ、イギリス、フランス、いずれも核武装国で再処理工場周辺の環境放射線を詳らかに公表することは無い。放射線測定器を手にもうろつく拘束される危険があるが、200nSvを超える地点があるそうだ。日本には放射線モニタリング情報共有・公表システム(<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>)があり、青森県を指定すると高線量MPというものもある。これは200nSvを越えないと測定値を表示しない。事故など汚染の有無の境が200nSvですが、平常操業でもジワジワと上がるでしょう◆NHK(私は日本放射能協会と呼んでいる)は、福島の復興番組を多数作成するが、取材時の放射線数値を一切画面に出さない付度をしている。現実を知らせない報道の方が、風評加害ではないのかと私は思うのだが◆放射能プルームは風下に流れるのに、気象条件を無視した同心円のUPZを規制委員会は採用している。せめて、自治体には風向き毎に数パターンの防災計画を作成・公表してもらいたい。(夢坊)

**カンパを戴いた方々です。
ありがとうございました。**

渡邊つたえ、清水ゆり子、中村光一、伴和弘、野溝春子、奈良本君江、竹田とし子、大庭明子、庄司恵雄、猪股峻、西田壽子、三浦育夫、福士雅昭、高屋敷八千代、寺尾光身、小田切豊、高橋将之、曾我日出夫、麻生純二、松島恵美子、東美代子、宮本京子、田平康子、日下部信雄、浅石晴代、兼崎暉、大貫淑子、中畑範彦、里見和夫、横山倅、澤田秀一、土屋良紀、宮内尚、仲谷良子、藤森勝彦、石田英子、仁木三智子、匿名希望の方々(敬称略)

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://1mangenkoku.org/>